

## 宮崎県立日南病院病院案内制作業務委託仕様書

### 1 業務の目的

日南・串間市民または医療機関に対し、宮崎県立日南病院の概要や日南・串間医療圏を支える県立病院としての役割など、病院案内を通して発信することにより、地域住民や近隣の医療機関から選ばれる病院になることを目的とする。

### 2 業務の名称

宮崎県立日南病院病院案内制作業務

### 3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

### 4 委託業務の内容

病院案内の制作

#### (1) 規格

- ア 大きさ A4版
- イ ページ数 10ページ以上とする
- ウ 色 カラー印刷
- エ 紙質 提案による
- オ 製本方法 提案による

#### (2) 部数

500部

#### (3) 構成

- ア 宮崎県立日南病院の概要
- イ 基本理念・基本方針・患者憲章
- ウ 沿革
- エ フロア図、施設案内
- オ 当院の特徴
- カ 周辺マップ

※ その他、必要な情報を協議の上掲載する。

※ 取材及び撮影は受託者が行うこととする。

(4) 成果品

- ア 宮崎県立日南病院病院案内 500部
- イ 印刷用の電子データ(PDF)を保存したCD-R 1枚
- ウ 成果品作成に当たり撮影・使用した写真等のデータを保存したCD-R 1枚
- エ 業務完了報告書(紙媒体1部)

5 著作権等

- (1) 受託者は、成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。
- (2) 成果品の全部又は一部に受託者が従前から保有する著作権その他の知的財産権が含まれていた場合は、5(1)にかかわらず、当該知的財産権は受託者に帰属する。この場合において、宮崎県は、成果品を利用するために必要な範囲内に限り、これを無償かつ非独占的に利用することができる。

6 納品方法

宮崎県立日南病院医事・経営企画課に、令和8年2月27日(金)までに納品する。

7 委託料の支払

委託料は、委託業務完了後の精算払とする。

8 その他業務の方針等

受託業者は、業務の内容及び範囲について、宮崎県立日南病院と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

また、この仕様書に明記のない事項については双方協議の上、決定することとする。